

林業・木材産業関係制度金融等の概要

		日本政策金融公庫資金	林業・木材産業改善資金	木材産業等高度化推進資金	農林漁業信用基金債務保証
根 拠 法 令		日本政策金融公庫法	林業・木材産業改善資金助成法	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法 (第6条第1項第2号)	独立行政法人農林漁業信用基金法 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法 (第6条第1項第3号)
目 的		農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者の資金調達を支援するための長期かつ低利の資金の供給	林業従事者、木材産業事業者等が経営改善等のために行う新たな事業部門の開始、生産・販売方式の導入等の先駆的取組等に必要な資金の融通	木材の生産又は流通を行う事業者が事業の合理化を推進するのに必要な資金及び林業者が行う林業経営の改善を推進するのに必要な資金の融通	林業者等の融資機関からの林業経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務の保証
貸付等の主体		日本政策金融公庫	都道府県	民間金融機関 (都道府県との協調融資)	独立行政法人農林漁業信用基金 (保証主体)
貸付等対象者		林業を営む者又はその者の組織する法人等	林業従事者、木材産業(木材製造業、木材卸売業、木材市場業)を営む者、これらの組織する団体等	林業経営基盤強化法に基づく合理化計画又は林業経営改善計画の認定を受けた者(森林組合、素材生産業者、木材製造業者、木材卸売業者、木材市場開設者等)	出資者たる林業者等((造林・育林業者、素材生産業者、木材・木製品製造業者、森林組合等)木材卸売業者、木材市場開設者については合理化計画の認定が必要)
貸付条件	利 率	0.45~2.15% (利率：H25. 5. 20現在)	無 利 子	短期1.30%~1.60% (運転資金) 長期1.00%~1.30% (運転資金) (利率：H24. 12. 12改正)	保証料率：0.10%~1.80% (事業者の財務内容等による)
	償還期限等	最長35年(据置期間20年)以内 (一部特例あり)	最長10年(据置期間3年)以内 (一部特例あり)	運転資金 短期1年以内 長期5年(据置期間1年)以内	(保証期間の最高限度) 運転資金5年、設備資金15年
原 資		政府からの出資金、政府(財政融資資金特別会計)からの借入金、農林漁業信用基金からの寄託金、回収金	政府からの補助金と都道府県の一般会計からの繰り入れ	政府からの出資を通じた農林漁業信用基金の貸付金並びに都道府県及び民間金融機関の自己資金	政府、都道府県、林業者等からの出資金